

防防イ（事）第292号
令和5年8月7日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官
防衛監察官
各地方防衛局長
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省WPS推進本部の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

防衛省W P S 推進本部設置要綱

（目的）

第1 女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security）（以下「W P S」という。）について、自衛隊員の意識改革、国際的な連携強化等の観点を踏まえ、関連する取組を省一体となって戦略的に推進するため、防衛省に、防衛省W P S 推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（構成）

第2 本部の構成は、次のとおりとする。

本部長 防衛大臣が指名する防衛大臣政務官

構成員 事務次官

防衛審議官

大臣官房長

防衛政策局長

整備計画局長

人事教育局長

地方協力局長

防衛研究所長

統合幕僚長

陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

情報本部長

防衛装備庁長官

（運営）

第3 本部長は、本部の事務を総理する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を本部長が主催する会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

（事務局）

第4 本部を補佐し、検討及び作業に必要な事務を行うため、本部の下に、防衛省W P S 推進事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の構成は、次のとおりとする。

事務局長 防衛政策局長

事務局長代理 防衛省におけるW P Sの推進に関することを総括整理する
政策立案総括審議官又は大臣官房審議官

事務局員 防衛政策局インド太平洋地域参事官

人事教育局人事計画・補任課長

防衛研究所企画部長

統合幕僚監部総務部長

統合幕僚監部防衛計画部長

陸上幕僚監部人事教育部長

陸上幕僚監部防衛部長

海上幕僚監部人事教育部長

海上幕僚監部防衛部長

航空幕僚監部人事教育部長

航空幕僚監部防衛部長

情報本部総務部長

防衛装備庁長官官房人事官

3 事務局長は、必要があると認めるときは、事務局員以外の者を事務局長が主催する会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

4 事務局長代理は、事務局長を助け、事務局長が不在の場合、その職務を代行する

（関係部局の協力）

第5 関係部局は、本部長及び事務局長から資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部との連携）

第6 防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部設置要綱について（防人計第912号。27. 1. 28）に基づき設置された防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部がW P Sに係る検討を行っている場合には、当該推進本部と密接に連携し、W P Sに関する施策について効率的に検討を進めるものとする。

（情報の保全）

第7 本部及び事務局の構成員並びに第5の規定により協力の依頼があった関係部局の職員は、この要綱の実施に際して知り得た情報が漏えいすることの

ないよう、関係規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。

（庶務）

第 8 本部及び事務局の庶務は、人事教育局人事計画・補任課の協力を得て、防衛政策局インド太平洋地域参事官付において処理する。

（委任規定）

第 9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、事務局の運営に関し必要な事項は事務局長が定める。